

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第三項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の三第三項、第二十五条の二の五から第二十五条の二の十六まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第三項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三項、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二</p>

の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

「イ」ホ 略

四 「略」

〔2・3 略〕

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が第四条の二第二号に規定する外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

三 所屬外国銀行及び当該所屬外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所屬外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げ

の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

「イ」ホ 同上

四 「同上」

〔2・3 同上〕

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

ることとなる場合は、この限りでない。

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の四第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者

〔ロ〕ニ 略〕

〔三〕五 略〕

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 〔略〕

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕十四の二 略〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務

〔十五〕三十九 略〕

〔三〕九 略〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この

号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者

〔ロ〕ニ 同上〕

〔三〕五 同上〕

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕十四の二 同上〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務

〔十五〕三十九 同上〕

〔三〕九 同上〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七 〔同上〕

第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

ニ 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〜六 略」

「2〜6 略」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとする

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〜六 同上」

「2〜6 同上」

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八 「同上」

るときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

三 株式交付により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三〜六 略」

「2〜5 略」

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十八において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」とい

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三〜六 同上」

「2〜5 同上」

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十七において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」とい

う。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十七第二項第一号において同じ。)を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十七第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 「略」

う。)に提出しなければならない。

2 「同上」

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十六第二項第一号において同じ。)を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 「同上」

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

「イ」ハ 略

ニ 株式交付により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

「三」六 略

「2」6 略

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

「三」六 同上

「2」6 同上

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可)

可の申請等)

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 〔略〕

ロ 株式交換により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 略〕

ハ 株式交付により当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

可の申請等)

第五条の九の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 株式交換により、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕～〔3〕 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔二〇五 略〕

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の五 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

三 株式交付により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

〔三〇六 同上〕

〔二〇五 同上〕

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

- (2) 株式交付計画の内容を記載した書面  
(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇五 略〕

〔二〇四 略〕

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 〔略〕

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の

〔三〇五 同上〕

〔二〇四 同上〕

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第五条の十三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の

十八)において同じ。)、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第八条の二 銀行法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 [略]

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十七第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 略」

3 [略]

十七)において同じ。)、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

「条を加える。」

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 [同上]

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十五第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 同上」

3 [同上]

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十五条の二 銀行法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二十五条の二の二(第二十五条の二の九) [略]

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二の十 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十一(第二十五条の二の二十) [略]

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十五条の二の二十一 銀行法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

第二十五条の二(第二十五条の二の八) [同上]

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二の九 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の六第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十(第二十五条の二の十九) [同上]

「条を加える。」

(長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第二十五条の二の二十二 [略]

(長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第二十五条の二の二十三 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 [略]
- 二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

[三〇七 略]

第二十五条の二の二十四～第二十五条の二の二十七 [略]

(届出事項)

第二十六条 [略]

2 [略]

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

[一〇九 略]

(長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第二十五条の二の二十一 [同上]

(長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第二十五条の二の二十一 [同上]

- 一 [同上]
- 二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

[三〇七 同上]

第二十五条の二の二十二～第二十五条の二の二十五 [同上]

(届出事項)

第二十六条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

[一〇九 同上]

<p>十 第二十五条の二の二十七第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）。</p> <p>〔十一〕二十四 略〕</p> <p>〔4〕10 略〕</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十四各号に掲げる行為</p> <p>七 〔略〕</p>	<p>十 第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）。</p> <p>〔十一〕二十四 同上〕</p> <p>〔4〕10 同上〕</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十三各号に掲げる行為</p> <p>七 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	